

令和3年度事業計画書及び重点推進事項

第1 令和3年度事業計画書

1 会員の営む事業に対する指導及び連絡

- (1) 健全経営をはかるための諸施策の推進
- (2) 遊技機リサイクルの推進
- (3) 依存問題対策の推進

2 遊技関連事業の適正化に関する啓蒙啓発

- (1) 理事会、専門委員会、支部会議の運営の活性化
- (2) 貯玉・再プレーシステムの改善・推進
- (3) 関係機関・団体等が行う活動に対する協力
- (4) 適正化推進のためのセミナーの開催

3 遊技機の適正化を促進するために主管行政庁等の行う施策に対する協力

4 関係機関、団体等が行う防犯活動及び暴力排除活動に対する協力

- (1) 遊技関連事業に介入する暴力の排除
- (2) 遊技関連事業をめぐる犯罪の防止

5 遊技機及び周辺機器のセキュリティの推進

- (1) 遊技産業不正対策情報機構（P S I O）の効果的運用
- (2) 不正遊技機及び不正周辺機器の排除のための諸施策の実施

6 遊技関連事業に関する研修会等の開催

- (1) 店長等及び遊技機取扱主任者の講習会等の開催
- (2) 遊技機販売業者の登録
- (3) 依存問題対策に関する研修会の開催

7 遊技関連事業に関する調査及び研究

- (1) 遊技機のセキュリティに関する調査・研究
- (2) 依存問題に関する研究
- (3) 調査・研究等の出版物の刊行
- (4) 各種統計の作成
- (5) 関係資料等の収集・整理

8 広報活動、ボランティア活動等の推進

- (1) 広報誌「N I C H I Y O U K Y O」の発行
- (2) 遊技関連事業に関する広報、公開出版物等の刊行及び各種広報媒体の活用
- (3) 青少年育成に資する環境整備、ボランティア活動への参加

令和3年度重点推進事項～行動する日遊協　日遊協憲章・行動指針の実践～

- 1 パチンコ・パチスロ新時代にふさわしいビジネスモデルの創造等、
安心安全な遊技環境の整備
 - (1) 新時代にふさわしいビジネスモデルへの課題解決と推進
 - ア 多様な遊技機と遊技方法の検討
 - イ ファンのすそ野を広げるPR活動の推進
 - ウ ホールの省力化
 - (2) ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づく取組の積極的推進
 - ア ホールにおける依存防止対策の推進
 - ・パチンコ店における依存問題対策ガイドラインの推進
 - ・安心パチンコ・パチスロアドバイザーの配置とRSN周知の徹底
 - ・自己申告・家族申告プログラムの導入促進とお客様への広報活動強化
 - ・顔認証等システムの活用に係るモデル事業の研究
 - イ 新基準機の普及促進
 - ウ 子どもの車内放置防止対策の強化
 - (3) 健全化に向けた業界の在り方の研究
 - ア 不正に対する断固たる対応
 - ・一般社団法人遊技産業健全化推進機構の活動への積極的な協力
 - ・遊技産業不正対策情報機構（PSIO）の活用と、地域セキュリティーネット等との連携強化
 - イ 社会情勢の変化に対応した法令等の研究・改善の取組の強化
 - ウ 業界の自主規制の在り方についての検討
 - (4) 一般社団法人貯玉補償基金の整備充実
 - (5) 店舗における防犯対策の強化
 - (6) 訪日外国人の受け入れ対策の研究
 - (7) 消費税（インボイス方式）への対応
 - (8) キャッシュレス社会への対応研究
 - (9) ホール等における新型コロナウイルス感染症対策の強化
 - 2 人づくり活動の推進
 - (1) 店長等講習等体系的な人材育成システムの充実強化
 - (2) 遊技機取扱主任者の講習・試験制度の充実強化

 - 3 環境問題への積極的対応
 - (1) 省エネに関する意識の改革とエコホール等の対策の推進
 - (2) 遊技機リサイクルの積極的推進
 - (3) ホールにおける受動喫煙防止対策の徹底と効果検証
 - (4) 「みどりのきずな」「共生の森」計画の推進
 - (5) 旧基準機の撤去に伴う使用済み遊技機の適正処理

 - 4 社会貢献活動の推進と社会的評価を得るために効果的な広報活動の推進
 - (1) 遊技産業に対する理解と社会的評価を高めるための広報・各種イベント活動の推進
 - (2) 地域における各種ボランティア活動の推進と日遊協ボランティア派遣隊の充実強化
 - (3) SDGs（持続可能な開発目標）への貢献と広報活動の充実

 - 5 組織体制の整備と活性化
 - (1) 会員増強方策の積極的推進
 - (2) 委員会・プロジェクトチーム活動の整備
 - (3) 本部・支部間、支部相互間の情報交流の推進

 - 6 遊技産業の各団体間の連携強化
 - (1) 団体間の各レベルの会議の充実強化
 - (2) 団体会員等と連携した広報活動等の実施